

分な冷却能力を有する放冷設備を備えること。

ロ 食肉販売施設において自家製ソーセージを調理する場合

- (1) 施設には、原料肉の細切、ひき肉処理、塩漬け等を行うための前処理場が設けられていること。ただし、食肉販売業の許可を受けた食肉処理場が設けられている場合は、この限りでない。

- (2) 施設には、ソーセージを調理するための肉練り、充てん、くん煙、湯煮等を行う調理場が設けられていること。

製又は仕出し及び放冷するのに十分な面積を有し、かつ、衛生的な配せん室等が設けられていること。ただし、調理場が配せん、調製又は仕出し及び放冷をするのに十分な面積を有し、かつ、冷却効果が十分な冷房装置を備える場合は、この限りでない。

ロ 食肉販売施設において自家製ソーセージを調理する場合

- (1) 原料肉の細切、ひき肉処理、塩漬け等を行う前処理室(食肉販売業の許可を受けた調理室と兼ねることができ)が設けられ、必要に応じ排水溝が設けられていること。この場合において、排水溝は、排水が良好で清掃が容易に行える構造であること。

- (2) ソーセージを調理するための肉練り、充てん、くん煙、湯煮等を行う調理室が設けられていること。この場合において、調理室は、次の構造及び設備を有すること。
 - (ア) 必要な肉ひき機、肉練り機、充てん機、くん煙機、湯煮槽、冷却槽その他の機械及び器具

- (3) 添加物、調味料等を正確に秤量するための調合設備及び計量設備が備えられていること。

- (4) 製品の中心温度を正確に測定することができる温度計が備えられていること。

が適正に配置されていること。

- (イ) 換気装置は、調理室の広さに応じた能力を有し、適当な位置に設けられていること。
- (ウ) 機械及び器具を洗浄するための給湯設備を有する洗浄設備が設けられていること。

- (エ) 規模に応じた流水式手洗設備が使用に便利な位置に設けられていること。この場合において、当該手洗設備には、手指を消毒するための消毒装置が備えられていること。
- (3) 製品の保管量に応じた大きさを有する製品用の冷蔵設備が設けられていること。この場合において、大型冷蔵庫等を原料肉用及び製品用の双方に用いる場合は、両者が完全に区画されたものであること。

- (4) 添加物、調味料等を正確に秤量するための調合及び計量室が設けられていること。この場合において、調合及び計量室は、次の設備を有すること。
 - (ア) 添加物、調味料等を衛生的に保管するため、専用の保管設備が設けられていること。

- (イ) 調合及び計量を行う場所には、添加物、調味料等を正確に秤量することができる計器が備えられていること。
- (5) 製品の中心温度を正確に測定することができる温度計が備えられていること。

(5) 肉の水素イオン濃度を測定するための装置が備えられていること。

(6) 各工程で行う自主検査のための細菌検査設備が備えられていること。

二 喫茶店営業
施設は、原材料保存保管設備、調理場、製品保存設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

三 菓子製造業
施設は、原材料保存保管設備、製造場、包装場、製品保存設備、運搬容器保管設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

四 あん類製造業
イ 施設は、原材料保存保管設備、製造場、製品保存設備、運搬容器保管設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。
ロ 製造場には、浸豆槽、煮沸釜、ロール機、沈でん槽及び圧搾機が備えられていること。
ハ 乾燥あんを製造する場合は、別に乾燥設備及び包装設備が備えられていること。

五 アイスクリーム類製造業
イ 施設は、原材料保存保管設備、製造室、製品保存設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。
ロ 製造室には、調合機、ろ過機、原液殺菌機、冷却機、分注機、凍結機及び水結管が備えられていること。

(6) 肉の水素イオン濃度を測定するための装置が備えられていること。

(7) 各工程で行う自主検査のための細菌検査装置が備えられていること。

二 喫茶店営業
施設は、原材料保存保管設備、調理場、製品保存設備、客室、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

三 菓子製造業
施設は、原材料保存保管設備、製造室、包装場、製品保存設備、運搬容器保管設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

四 あん類製造業
イ 施設は、原材料保存保管設備、製造室、製品保存設備、運搬容器保管設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。
ロ 製造室には、浸豆槽、煮沸釜、ロール機、沈でん槽及び圧搾機が備えられていること。
ハ 乾燥あんを製造する場合は、別に乾燥室及び包装室が設けられていること。

五 アイスクリーム類製造業
イ 施設は、原材料保存保管設備、調合室、製造室、製品保存設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。
ロ 施設には、混合かくはん機、ろ過機、原液殺菌機、冷却機、分注機、凍結機、水結管等が備えられていること。

六 乳処理業
イ 施設は、原材料保存保管設備、受乳室、処理室、調合室、製品保存設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。ただし、加工乳を製造しない施設にあつては、調合室を省略することができる。
ロ 施設には、検査設備、ろ過機、殺菌機、冷却機及び分注機が備えられていること。

七 特別牛乳搾取処理業
イ 施設は、牛舎、病畜隔離舎、飼料取扱室、搾乳準備室、搾乳室、乳処理室、検査室、製品保存設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。
ロ 二 略

八 乳製品製造業
イ 施設は、原材料保存保管設備、受乳室、調合室、発酵室、製造室、包装室、製品保存設備、検査室、給水施設、更衣室及び便所から構成されていること。ただし、バター又はチーズ以外の乳製品を製造する施設にあつては、発酵室を省略することができる。

九 略
ロ 二 略

十 乳類販売業

六 乳処理業
イ 施設は、原材料保存保管設備、受乳室、処理室、調合室、洗瓶室、製品保存設備、ボイラー室、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。ただし、加工乳を製造しない施設にあつては、調合室を省略することができる。
ロ 施設には、検査設備、ろ過機、殺菌機、冷却機、自動分注機、自動打栓機及び洗瓶機が備えられていること。

七 特別牛乳搾取処理業
イ 施設は、牛舎、病畜隔離舎、飼料取扱室、搾乳準備室、搾乳室、乳処理室、洗瓶室、検査室、製品保存設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。
ロ 二 略

八 乳製品製造業
イ 施設は、原材料保存保管設備、受乳室、調合室、発酵室、製造室、包装室、製品保存設備、検査室、ボイラー室、給水施設、更衣室及び便所から構成されていること。ただし、バター又はチーズ以外の乳製品を製造する施設にあつては、発酵室を省略することができる。

九 略
ロ 二 略

十 乳類販売業

施設は、冷蔵設備及び空き瓶置場から構成されていること。ただし、常温保存可能品のみを販売する施設にあつては、冷蔵設備を省略することができる。

十一 食肉処理業

イ 略

ロ 血液の加工を行う場合

(1) (5) 略

(6) 製品保存設備は、製品を冷蔵

する場合に摂氏四度以下で、製品を冷凍する場合には摂氏零下十八度以下で保存することができること。

(7) (9) 略

十二 略

十三 食肉製品製造業

イ 施設は、原材料保存保管設備、加工室、くん煙室、煮沸設備、放冷室、冷蔵設備、包装室、製品保存設備、給水施設、更衣所及び便所を構成されていること。

ロ 略

十四 略

十五 魚介類せり売営業

イ 施設は、荷卸場、せり場、冷蔵設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

ロ 略

必要に応じて生食用鮮魚介類せ

施設は、冷蔵設備及び空き瓶置場から構成されていること。ただし、常温保存可能品のみを販売する施設にあつては、冷蔵設備を省略することができる。

冷蔵設備は、乳類を常に摂氏十度以下で保存することができるものであること。

十一 食肉処理業

イ 略

ロ 血液の加工を行う場合

(1) (5) 略

(6) 製品保存設備は、製品を冷蔵

する場合に摂氏四度以下で、製品を冷凍する場合には摂氏零下十八度以下で保存することができること、かつ、温度計が見やすい位置に備えられているものであること。

(7) (9) 略

十二 略

十三 食肉製品製造業

イ 施設は、原材料保存保管設備、加工室、くん煙室、煮沸室、放冷室、冷蔵設備、包装室、製品保存設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

ロ 略

十四 略

十五 魚介類せり売営業

イ 施設は、荷卸場、せり場、冷蔵設備、車置場、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

ロ 略

必要に応じて生食用鮮魚介類せ

り売り施設を設けること。

十六 魚肉ねり製品製造業

イ・ロ 略

十七 食品の冷凍又は冷蔵業

イ 施設は、荷扱場、処理室、冷凍室又は冷蔵室、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。ただし、前処理を行わない場合にあつては、処理室を省略することができる。

ロ 略

十八 略

十九 清涼飲料水製造業

イ 施設は、原材料保存保管設備、製造室、製品置場、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

ロ 施設には、必要に応じて調合室及び空き瓶置場を設けること。

ハ 調合室には、調合機及び原液のろ過設備が設けられていること。

二十 略

乳酸菌飲料製造業

イ 施設は、原材料保存保管設備、製造室、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

十六 魚肉ねり製品製造業

イ・ロ 略

ハ 冷蔵設備は、魚介類及び製品を常に摂氏十度以下で保存することができるものであること。

十七 食品の冷凍又は冷蔵業

イ 施設は、荷扱場、処理室、冷凍予備室、冷凍室又は冷蔵室、機械室、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。ただし、冷蔵業にあつては、処理室を省略することができる。

ロ 略

十八 略

十九 清涼飲料水製造業

イ 施設は、原材料保存保管設備、調合室、製造室、製品置場、空き瓶置場、ボイラー室、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

ロ 調合室には、混合かくはん機及び原液のろ過設備が設けられていること。

ハ 製造室の面積は、炭酸を含有する飲料にあつては四十九・五平方メートル以上で、その他の清涼飲料水にあつては三十三平方メートル以上であること。

二十 略

乳酸菌飲料製造業

イ 施設は、原材料保存保管設備、製造室、ボイラー室、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

ロ 製造室には、原水殺菌機、希釈かくはん機及び分注機が設けられていること。

ハ 略

二十一 氷雪製造業

イ 施設は、製氷室、貯氷室、給水施設、更衣所及び便所が設けられていること。

ロ 略

二十二・二十三 略

二十四 マーガリン又はショートニング製造業
施設は、原材料保存保管設備、原材料処理室、製造室、包装室、製品保存設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

ること。

ロ 製造室の面積は、二十三平方メートル以上であること。

ハ 製造室は、洗瓶室、希釈瓶詰室及び冷蔵設備に区画されていること。

ニ 製造室には、原水殺菌機、希釈かくはん機、自動分注機、自動打栓機及び洗瓶機が備えられていること。この場合において、原水殺菌機及び希釈かくはん機は、容量九十リットル以上のものであること。

ホ 略

二十一 氷雪製造業

イ 施設は、製氷室、貯氷室、機械室、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

ロ 略

二十二・二十三 略

二十四 マーガリン又はショートニング製造業
施設は、原材料保存保管設備、原材料処理室、製造室、包装室、製品保存設備、ボイラー室、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

ロ 原材料処理室は、原料油脂混合場及び原料乳調整場に区画されていること。

ハ 製造室は、乳化場、熟成場及びねつ和場に区画され、溶解槽、発酵槽、殺菌機、冷却機及び自動充填機が備え付けられていること。

二十五 略
二十六 醬油製造業

イ 略
ロ アミノ酸分解室には、原料分解設備、中和設備及びろ過設備が設けられていること。

ハ・ニ 略

二十七 ソース類製造業

イ 施設は、原材料保存保管設備、製造室、製品置場、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

ロ・ハ 略

二十八 酒類製造業

イ 施設は、原材料保存保管設備、原材料処理場、こうじ室、酒母製造室、仕込場、压榨場、熟成場、蒸留場、混和場、火入れ場、製品詰場、製品置場、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。ただし、醸成酒のみを製造する施設にあつては蒸留場を、蒸留酒のみを製造する施設にあつては火入れ場を省略することができる。

ロ 略

二十九・三十 略

三十一 めん類製造業

施設は、原材料保存保管設備、製造場、乾燥場、包装場、製品保存設備、運搬容器保管設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。ただし、ゆでめん、生めん等を製造する施設にあつては、乾燥場を省略することができる。

三十二 そうざい製造業

二十五 略
二十六 醬油製造業

イ 略
ロ アミノ酸分解室には、原料分解場、中和場及びろ過場が設けられていること。

ハ・ニ 略

二十七 ソース類製造業

イ 施設は、原材料保存保管設備、製造室、容器洗浄場、製品置場、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。

ロ・ハ 略

二十八 酒類製造業

イ 施設は、原材料保存保管設備、原材料処理場、こうじ室、酒母製造室、仕込場、压榨場、熟成場、蒸留場、混和場、火入れ場、容器洗浄場、製品詰場、製品置場、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。ただし、醸成酒のみを製造する施設にあつては蒸留場を、蒸留酒のみを製造する施設にあつては火入れ場を省略することができる。

ロ 略

二十九・三十 略

三十一 めん類製造業

施設は、原材料保存保管設備、製造場、乾燥室、包装場、製品保存設備、運搬容器保管設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。ただし、ゆでめん、生めん等を製造する施設にあつては、乾燥室を省略することができる。

三十二 そうざい製造業

イ 略
 ロ そうざいの缶詰又は瓶詰を行う施設にあつては、殺菌設備が備えられていること。

三十三 缶詰又は瓶詰食品製造業
 イ 施設は、原材料保存保管設備、製造場、製品置場、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。
 ロ 製造場は、原材料処理場、加工場、包装場等に区画され、殺菌設備が設けられていること。

三十四 添加物製造業
 イ・ロ 略
 ハ 医薬品又は工業薬品等の製造又は加工のための機械器具及び容器等と区別すること。ただし、添加物と医薬品等の製造又は加工を同一の工程で行う場合であつて、同一の機械等を使用しても添加物の成分に悪影響を及ぼさないと認められるときは、この限りでない。

イ 略
 ロ 原材料及び製品を保存する冷蔵設備は、常に摂氏十度以下で保存することができるものであること。

ハ 惣菜の缶詰又は瓶詰を行う施設にあつては、缶詰又は瓶詰食品製造業の基準に順ずること。
 ニ 製造用器具、用具、機械等は、工程別に、それぞれ専用のものであること。

三十三 缶詰又は瓶詰食品製造業
 イ 施設は、原材料保存保管設備、製造室、製品置場、ボイラー室、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。
 ロ 製造室は、原材料処理場、加工場、容器洗浄場、包装場等に区画され、殺菌設備が設けられていること。

三十四 添加物製造業
 イ・ロ 略
 ハ 製造及び加工のために使用する機械、器具、容器等は、それぞれ専用のものであること。

ニ 保存基準が定められている添加物を扱う施設にあつては、食品、添加物等の規格基準の添加物の項の製造基準及び保存基準による添加物の製造並びに保存に必要な設備が設けられていること。

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十一号

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例の一部を改正する

条例

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例(昭和四十七年佐賀県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表中「二、五〇〇円」を「三、四五〇円」に、「一、五六〇円」を「四、七〇〇円」に、「九、〇五〇円」を「九、九四〇円」に、「五〇、〇〇〇円」を「三六、八六〇円」に、「二〇一、四七〇円」を「二七、一五〇円」に、「六〇、二四〇円」を「八〇、〇三〇円」に、「三三、五八〇円」を「三九、〇三〇円」に、「一六、八〇〇円」を「二二、六七〇円」に、「三三、四三〇円」を「三七、八九〇円」に、「二、三四〇円」を「六、三八〇円」に、「二二、八〇〇円」を「一九、六〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二一、九〇〇円」に、「一、四二〇円」を「五四〇円」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---------------|------|-----------------|-----------|------|-----------------|
| 別表(第二条、第三条関係) | | | | | |
| 分類 | 項目 | 金額 | 分類 | 項目 | 金額 |
| 一 微生物試験検査 | 真菌検査 | 一件につき 三、四五〇円 | 一 微生物試験検査 | 真菌検査 | 一件につき 二、五〇〇円 |

| 使用料 | | 手 数 | | | | | | | | | | 料 | | | | | |
|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|------------------|--------------------|-------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|------------------|------|------------------|------------------|-------------------|
| 使用 | 機器等の 試験器具 | 鑑定 | 試験及び 分析試験 | 三 薬事 試験検査 査 | 微生物検査 | 底質、廃 棄物等の 試験 | 環境衛生 検査 | 食品検査 | 温泉分析 試験 | 二 理化 学試験 検査 | 水質検査 | その他の 試験検査 | 環境衛生 検査 | 食品検査 | 殺虫効力 試験 | 細菌効力 試験 | 動物試験 |
| 一器具一時間につき 五四〇円 | 一器具一時間につき 五四〇円 | 一件につき 一一、九〇〇円 | 一件につき 一一、九〇〇円 | 一項目につき 一九、六〇〇円 | 一項目につき 六、三八〇円 | 一項目につき 三七、八九〇円 | 一項目につき 二二、六七〇円 | 一項目又は一件につき 三九、〇三〇円 | 一件につき 八〇、〇三〇円 | 一項目又は一件につき 二七、一五〇円 | 一項目又は一件につき 二七、一五〇円 | 略 | 一件につき 三六、八六〇円 | 略 | 一項目につき 九、九四〇円 | 一項目につき 九、九四〇円 | 手技一体につき 四、七〇〇円 |

| 使用料 | | 手 数 | | | | | | | | | | 料 | | | | | |
|---------------------|---------------------|------------------|------------------|-------------------|------------------|--------------------|-------------------|-----------------------|------------------|------------------------|------------------------|--------------|------------------|------|------------------|------------------|-------------------|
| 使用 | 機器等の 試験器具 | 鑑定 | 試験及び 分析試験 | 三 薬事 試験検査 査 | 微生物検査 | 底質、廃 棄物等の 試験 | 環境衛生 検査 | 食品検査 | 温泉分析 試験 | 二 理化 学試験 検査 | 水質検査 | その他の 試験検査 | 環境衛生 検査 | 食品検査 | 殺虫効力 試験 | 細菌効力 試験 | 動物試験 |
| 一器具一時間につき 一、四二〇円 | 一器具一時間につき 一、四二〇円 | 一件につき 一一、〇〇〇円 | 一件につき 一一、〇〇〇円 | 一項目につき 一一、八〇〇円 | 一項目につき 二、三四〇円 | 一項目につき 三三、四三〇円 | 一項目につき 一六、八〇〇円 | 一項目又は一件につき 三三、五八〇円 | 一件につき 六〇、二四〇円 | 一項目又は一件につき 二〇一、四七〇円 | 一項目又は一件につき 二〇一、四七〇円 | 略 | 一件につき 五〇、〇〇〇円 | 略 | 一項目につき 九、〇五〇円 | 一項目につき 九、〇五〇円 | 手技一体につき 一、五六〇円 |

佐賀県企業立地の促進に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十二号

佐賀県企業立地の促進に関する条例

(目的)

- 第一条** この条例は、県内における雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、市町村と連携しながら、佐賀県企業立地促進特区内における県税の特例措置、補助事業等を実施することにより、県内における企業の立地を促進することを目的とする。
- (定義)
- 第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 対象事業 製造業その他の事業で、規則で定めるものをいう。
 - 二 対象施設 対象事業の用に供する施設のうち、規則で定めるものをいう。
 - 三 特例措置 第四条から第七条までの規定による県税の課税免除及び不均一課税をいう。
 - 四 特例対象者 佐賀県企業立地促進特区(以下「特区」という。)内において対象施設の新設又は増設を行った者で、規則で定める要件に該当するもの及び第七条に規定する大規模の立地を行った者をいう。
 - 五 新規地元雇用 対象施設の新設又は増設に伴い、規則で定める者を新たに採用することをいう。
- (企業立地促進特区の指定等)
- 第三条** 知事は、市町村長の申出に基づき、当該市町村の区域を特区として指定することができる。
- 2 特区の指定は、指定の日から三年を経過したときは、その効力を失う。
- 3 知事は、第一項の規定により特区を指定したときは、その旨を公示するものとする。
- (事業税の課税免除等)
- 第四条** 知事は、特区内において対象施設を対象事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後引き続く五年度(以下「課税免除対象期間」という。)に係る各年又は各事業年度の課税標準となるべき所得金額、付加価値額及び資

本等の金額又は収入金額のうち次の算式により算定した額（以下「対象所得等」という。）に対して特例対象者に課する事業税については課税を免除し、当該課税免除対象期間の翌年度以後引き続く五年度に係る対象所得等に対して特例対象者に課する事業税については、佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。）第四十九条又は第五十一条の四の規定にかかわらず、これらの規定による税率に二分の一を乗じて得た税率とすることができる。

$$\begin{aligned} & \text{当該特例対象者が特区内において新設又は増設した対象施設で事業税の課税標準となるべき当該年又は当該事業年度に係る所得金額、付加価値額及び資本等の金額又は収入金額} \\ & \times \frac{\text{当該特例対象者が県内に有する対象事業に従事する者の数}}{\text{当該特例対象者が特区内において新設又は増設した対象施設で事業税の課税標準となるべき当該年又は当該事業年度に係る所得金額、付加価値額及び資本等の金額又は収入金額}} \end{aligned}$$

（不動産取得税の課税免除）

第五条 知事は、対象施設の用に供する土地又は家屋の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税の課税を免除することができる。

（固定資産税の課税免除等）

第六条 知事は、対象施設の用に供する固定資産（県税条例第一百三十三条に規定する大規模の償却資産に該当するものに限る。）に対して課する固定資産税については、市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後引き続く五年度については課税を免除し、その翌年度以後引き続く五年度については県税条例第一百三十五条の規定にかかわらず、百分の〇・七とすることができる。

できる。

（大規模立地の特例）

第七条 知事は、対象施設の新設又は増設のうち、規則で定める投資及び新規地元雇用が行われたものについては、特区の区域外においても、第四条から前条までの規定による特例措置を適用することができる。この場合において、第四条の規定の適用については、同条中「特区内において新設又は増設した対象施設で対象事業に従事する者の数」とあるのは、「新設又は増設した対象施設で対象事業に従事する者の数」とする。

（企業立地補助金）

第八条 知事は、県内における企業の立地を促進するため、県内に立地する企業の対象事業の用に供する設備の取得等に要する経費及び従業員の雇用に要する経費に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。（課税免除等と企業立地補助金の選択）

第九条 前条に規定する企業立地補助金の交付を受けた特例対象者に対しては、特例措置を適用しない。

（課税免除等の申請）

第十条 第四条から第七条までの規定による特例措置を受けようとする者は、規則で定める期限までに、知事に申請しなければならない。

（課税免除等に関する他の条例との調整）

第十一条 特例対象者が、他の条例の規定により県税の課税免除又は不均一課税を受けることができるときは、その受けることができる利益の額を限度として、この条例の規定を適用しない。

（課税免除等の適用除外）

第十二条 知事は、第四条から第七条までの規定による特例措置を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による特例措置

を適用しないものとする。

一 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)その他の規則で定める公害防止に関する法令及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成十四年佐賀県条例第四十八号)に違反した場合において、設備の改善その他公害の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ぜられたにもかかわらず、これに従わないとき。

二 前条の規定による特例措置の申請に係る対象施設の設置に関し、県又は市町村と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町村からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。

(佐賀県行政手続条例の適用除外)

第十三条 佐賀県行政手続条例(平成七年佐賀県条例第二十八号)第三条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第二章及び第三章の規定は、適用しない。

2 佐賀県行政手続条例第三条又は第三十四条第三項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第二条第六号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第三十四条第二項及び第三十五条の規定は、適用しない。

(補則)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第四十三号

佐賀県卸売市場条例の一部を改正する条例

佐賀県卸売市場条例(昭和四十六年佐賀県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「方法」の下に「(委託手数料に関する事項にあつては、規則で定めるもの)」を加え、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十七条の二第二項及び第十七条の三第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(地方卸売市場の業務規程に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。)第五十五条の規定による許可を受けて開設されている地方卸売市場(以下「既設地方卸売市場」という。)を開設している者は、この条例による改正後の佐賀県卸売市場条例(以下「新条例」という。)の規定により

必要となる業務規程の変更につき、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月を経過する日までに、法第六十四条第一項の規定による承認の申請をしなければならぬ。

3 既設地方卸売市場の業務規程は、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかつた既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があつた日(当該変更の承認の効力があつた日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日)までは、新条例の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と新条例の規定が抵触する場合には、当該抵触する部分については、新条例の規定は、適用しない。

参考資料

佐賀県卸売市場条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(業務規程及び事業計画) 第三条 法第五十六条第一項の業務規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 卸売の業務(卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。)に係る売買取引及び決済の方法(委託手数料に関する事項にあつては、規則で定めるもの)</p> <p>五 卸売の業務に係る物品の品質管理</p> | <p>(業務規程及び事業計画) 第三条 法第五十六条第一項の業務規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 卸売の業務(卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。)に係る売買取引及び決済の方法</p> |

の方法
六〜八 略

第十三条 削除

五〜七 略

(自己の計算による卸売の禁止)

第十三条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品等で規則で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない生鮮食料品等で規則で定めるものうち当該地方卸売市場外におけるその取引の状況等に照らし卸売業者が自己の計算において卸売することが適当であるものとして業務規程で定めるものの卸売をするとき。
- 二 当該地方卸売市場における需要が比較的安定している生鮮食料品等であつて、当該需要に対する供給の安定を図る上で卸売業者が自己の計算において卸売することが適当であるものとして業務規程で定めるものの卸売をするとき。
- 三 卸売業者が買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき生鮮食料品等を確保する必要がある場合であつて、卸売業者が自己の計算において卸売することが適当であるものとして業務規程で定めるとき。

四 出荷者の計算において行う卸売の

第十四条 削除

(業務規程の変更)
第十七条の二 略

2 第十一条第四項の規定は、開設者が第三条第一項第三号から第七号までに掲げる事項の変更に係る前項の承認の申請をするときについて準用する。

(市場取引委員会)
第十七条の三 略

2 委員会は、業務規程の変更(第三条第一項第三号から第七号までに掲げる事項の変更に係る。)に関し、及び当該地方卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができ

3・4 略

方法によつては生鮮食品等の出荷を受けることが著しく困難な場合その他の規則で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるとき。

(委託手数料以外の報價の收受の禁止)

第十四条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報價を受け

(業務規程の変更)
第十七条の二 略

2 第十一条第四項の規定は、開設者が第三条第一項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係る前項の承認の申請をするときについて準用する。

(市場取引委員会)
第十七条の三 略

2 委員会は、業務規程の変更(第三条第一項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係る。)に関し、及び当該地方卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができ

3・4 略

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十四号

佐賀県立産業技術学院条例の一部を改正する条例

佐賀県立産業技術学院条例(昭和四十四年佐賀県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「九千三百円」を「九千六百円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。(経過措置)

2 佐賀県立産業技術学院の普通課程の訓練生で、平成十九年三月三十一日までに入校したものに係る授業料の月額、この条例による改正後の佐賀県立産業技術学院条例第三条第一項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 平成十七年三月三十一日までに入校した者 | 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までに入校した者 | 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までに入校した者 |
| 九、三〇〇円 | 九、四〇〇円 | 九、五〇〇円 |

参考資料

佐賀県立産業技術学院条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| | |
|---|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(授業料)</p> <p>第三条 普通課程の訓練生は、毎月分の授業料として九千六百円をその月の十</p> | <p>(授業料)</p> <p>第三条 普通課程の訓練生は、毎月分の授業料として九千三百円をその月の十</p> |

佐賀県立産業技術学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

日までに納付しなければならない。ただし、新たに入学した月分の授業料は、入校の日から十日以内に納付しなければならない。

2 略

日までに納付しなければならない。ただし、新たに入学した月分の授業料は、入校の日から十日以内に納付しなければならない。

2 略

佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十五号

佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する等の条例

(佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部改正)

第一条 佐賀県地域農業改良普及センター条例(昭和三十三年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条の六第一項」を「第十二条第一項」に改める。

(佐賀県改良普及員資格試験条例の廃止)

第二条 佐賀県改良普及員資格試験条例(昭和三十八年佐賀県条例第四十四号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部改正)に係る新旧対照表

| | |
|--|--|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>第一条 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十二条第一項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。</p> | <p>第一条 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十四条の六第一項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。</p> |

表略

表略

佐賀県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十六号

佐賀県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例

佐賀県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十二年佐賀県条例第三十号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十七号

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例

佐賀県立都市公園条例(昭和三十六年佐賀県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

七 森林公園の野球場に広告物を掲出すること。

別表第二のその他都市公園を使用する場合の項中

| | | | |
|----------------------|----|---------|---|
| 花火、キャンプ・ファイヤー等火気を使用す | 一日 | 二千三百二十円 | を |
|----------------------|----|---------|---|

佐賀県都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十八号

佐賀県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県都市計画法施行条例(平成十五年佐賀県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条を第八条とし、第二条中「都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五十八号)」を「政令」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の一条を加える。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五十八号。以下「政令」という。)で使用する用語の例による。

第三条の次に次の四条を加える。

(条例で指定する土地の区域)

第四条 法第三十四条第八号の三の条例で指定する土地の区域は、市町長の申出に基づき、次に掲げる基準に適合するものとして知事が指定した土地の区域とする。

一 政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域その他規則で定める土地の区域を含まないこと。

二 市街化区域からおおむね五百メートルの範囲内にあること。

三 規則で定めるところにより算定した五十以上の建築物(市街化区域内又は市街化区域から五百メートルの範囲外に存するものを含む。)が、敷地相互間の距離が五十メートル以内で連たんしている地域内にあること(当該建築物のうち二十五以上の建築物が市街化区域から五百メートルの範囲内

に存する場合に限る。)

四 建築物が、規則で定める程度集積していること。

五 規則で定める主要な道路が配置されており、かつ、当該道路が規則で定める区域外の道路に接続していること。

六 規則で定める排水施設が配置されていること。

2 知事は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を行うときは、佐賀県開発審査会の議を経なければならない。

3 知事は、指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

4 指定は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

5 知事は、市町長の申出に基づき、指定に係る土地の区域の変更(拡張にあつては、区域区分により新たに市街化調整区域に編入された場合に限る。第六条第二項において同じ。)又は指定の解除を行うことができる。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による変更及び解除について準用する。

(条例で定める予定建築物等の用途)

第五条 法第三十四条第八号の三の条例で定める予定建築物等の用途は、規則で定める一戸建ての専用住宅(区域外の道路及び当該道路から建築物の敷地に至る道路の幅員が六メートル以上である場合は、規則で定める用途)以外の用途とする。

(条例で定める開発行為)

第六条 法第三十四条第八号の四の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。

一 市町長の申出に基づき、次に掲げる基準に適合するものとして知事が指定した土地の区域において、規則で定める一戸建ての専用住宅を建築する目的で行う開発行為